

# 台湾の神社とその跡地について

黄士娟

台湾における日本時代の50年間には、200軒以上の神社が建てられていた。しかし、これほど多くの神社を抱えている割に、建造物としての研究は進んでいない。本研究では、日本時代の総督府の書類、雑誌、文献及び神社跡地で行った実地調査を基に、宗教政策が神社建築に与えた影響や、都市空間と神社との関係、および建築家の神社建築に対する考え方、神社建築の風土適応（現地化）などの問題を分析したい。

また、戦後多くの神社が取り壊され、あるいは改築などの状況に直面している。一部の神社は部分的に保存され、更に文化財になるケースもあるが、それはわずかなものに過ぎない。これは台湾における時間の推移に伴う社会と政治の変化の現れであると理解している。

## 一、戦前（1895～1945）

### （一）初期（1895年～大正初期）

1895年、日本時代に入り日本本土の神道も台湾へもたらされたが、これには民間信仰と明治政府の後押しする国家神道の2つの系統があった。

#### 1. 民間信仰系神社の台湾へ

文献によると、台湾に初めて出現した神社は1896年に建立された台中稲荷社である。稲荷と金刀比羅信仰は台湾で最もよく見られる民間信仰系の神道である。建築様式においては流造、もしくは入母屋造が一般的であり、通常は簡素な神殿、鳥居と手水舎のみで構成されていた。

#### 2. 国家神道系神社

##### （1）台湾初の国家神道系神社—寺廟から神社への転換—

開山神社は、日本時代の50年間、漢民族の廟から神社に転換した唯一の例である。開山神社の前身である延平郡王祠の祭神は、オランダ統治を打破し王朝を建てた日中混血の鄭成功であり、総督府は鄭氏を通じて日本人による台湾統治の正統性を認めさせようと考えた。1897年、延平郡王祠を県社開山神社に列格、また1915年の改築前後の配置図から、神殿や後殿などは既存の中国式の建物を残したままで、神道の儀式に必要な拝殿、手水舎、鳥居等が新築されたことが見て取れる。

##### （2）台湾初の官幣大社—台湾神社—

日本時代における台湾での国家神道においては、日本本土の神社と異なる祭神として、開山神社の鄭成功と台湾神社の北白川宮能久親王が挙げられる。後者は1895年、台湾で殉職した日本の皇族で、総督府により台湾の守護神として祭りあげられた。台湾神社については、台湾神社の予定地とする場所はすでに乃木総督により圓山を建立することが決められていたが、後任の児玉総督は神社が高く鎮座すればするほど北白川宮の威徳が表現され、一望千里の雄大な迫力を備えることができると考え、圓山北側の劍潭山にあるフランス領事館の敷地に建立するように改めた。

このため、台北城東門から神社へ直通する勅使道路が建設されることとなった。1900年7月の台北都市計画によれば、本来、城壁は残し城門を開放することで交通問題の解決を図っていた。しかし、1901年11月総督は東門を残してすべての城壁を取り壊し、その跡地に道路を敷くよう命令を下した。これ

は、都市の拡張と区画整理に関しては、城壁と城門のみを留め置くという台湾における最初の例である。

台湾神社の設計案について、内務省社寺局は平安神宮の完成を終えた伊東忠太に依頼し、東京大学を卒業した武田五一を助手として採用した。井手薫の回想によると、社殿の設計は伊東忠太の指導により武田五一が直接図案を引いたが、その設計案は日本古来の神社とは著しく異なっていた。このため宮内庁の木子氏は改正の指示を出し、武田氏はこれを顧みなかったが、結局は伊勢神宮と同じ、伝統的な神明造が採用された。

## (二) 中期 (大正初期～1931年)

政局安定後、総督府は資源の開発を求めた。台湾財政は当時すでに独立しており、各主要都市の都市建設を行うことが可能であった。このような状況下で建立された神社建築については以下のような特徴がある。

### 1. 殖産事業下の神社建築

日本時代における台湾での殖産事業は、公的出資または日本側民間の投資による農・林・漁・鉱業の開発、及び蓄地開発の2つが挙げられる。

#### (1) 公的出資、または民間投資による農林漁鉱業開発

日本時代初期、日本人と台湾人の人口の差は著しく、総督府は国防と同化の促進のため、日本から農民を移民させる必要があると考えた。これには、台湾に居住する日本人の人口比率を増加させること以外に、当時の台湾農村に模範をつくり、その実験を積み重ねていって、今後の南洋発展の基礎とすることももくろまれていた。1910年、最初の官営移民村である吉野村が、土地が広大でかつ人口の少ない花蓮港庁に置かれた。殖産局は管理上の便宜性と安全面とを考慮し、農家を集中的に建てさせ、本島人と完全に隔離した。村の人口330人中319人が仏教徒であったが、吉野神社が居住区の中央に建立された。これには台湾神社の縮刷版のように同一の祭神と建築様式が用いられたが、これ以降建設された官営移民村神社はすべて同様の規模と様式で建立され

ることになる。また、神社の鎮座祭並びに台湾神社神職の人件費、神社建設経費は総督、民政長官、及び殖産局職員補助により賄われていた。

#### (2) 蓄地開発

佐久間左馬太総督が実施した第二次「理蕃」の最後の年である1914年9月、台湾総督府は丸井圭治郎に嘱託して、『撫蕃ニ関スル書』と『蕃童教育意見書』を提出させた。主な内容は「撫蕃」を手段とし、「蕃人」を早急に野蛮で未開の段階から離脱させ、本島人による漢化を経ずに直接日本国民として進化させるよう促すものであった。1922年から、先住民族の割合が最も高い台湾の台東庁・花蓮港庁において、先住民族居留地（集団移住地を含む）付近での蓄地神社の建設を積極的に開始した。資料によると、蓄地神社の祭神は台湾神社の分霊を主とし、建築様式においても多くが台湾神社と同じ神明造を採用していたという。

## 2. 主要都市の守護神社

日本時代における台湾での国家神道の発展としては、初期は開山神社、台湾神社の建立のみであった。しかし、その後は総督府に対し、次々と各地で神社建立申請が提出され、それにまつわる行政事務などは、各官庁において独自に決定するようになった。以下にそれをまとめてみたい。

#### (1) 都市と神社の関係

都市と神社の関係は、神社建立地選択の原則と鎮座方向に表現される。当時の都市守護神社の資料によれば、神社の大半は都市近郊の丘陵の中腹に建立されている。次に北白川宮ゆかりの地が多く、その他少数ながら公園内もしくは公園の傍に建てられたものもある。神社の向きとその位置する都市集落の方向性は必ずしも関わりがあるわけではなく、ほとんどが南に面して建てられた。

#### (2) 神社のデザイン

神社の設計者は地方官庁が自由に委託することが可能で、日本から来た大工、総督府技師や地方技師などが各地方庁での神社設計にあたった。大正初期には神社制度、法規の整備が行われたが、厳格に守られていたわけではなかった。例えば、日本人大工

伊藤満作の設計した台中神社は神明造だが、嘉義神社では流造を採用している。同様に、総督府技師森山松之助も台南神社の設計においては神明造を、新竹神社では流造を採用していた。ここから形式と設計者には直接の関連はなく、恐らくは各地方の好みを打ち出した結果であることが見て取れる。ところが1915年の西来庵事件を受けて、総督府は宗教調査を開始、1918年には社寺課を設置。1923年に廃止されるまで宗教の監督指導を行った。また、この期間中に建設された阿緱神社、宜蘭神社は社寺課により神明造を採用するよう求められた。

### 3. 台湾版の靖国神社である建功神社—折衷様式(和・洋・中)

建功神社建立のアイデアは台湾神社宮司の山口透に始まる。彼は、靖国神社の社号にあやかり「靖台神社」と名付けた、1895年以來の殉職者を合祀するための招魂社の建築を希望した。社殿の構造は台湾の祠廟の方式を採り入れた折衷様式を考えていた。この建議は1926年の予算に組み込まれ、1928年に落成した。社号は当時の上山総督の意向により建功神社と命名された。

建功神社建設は総督府の重要なプロジェクトであり、そのため当時総督府官房営繕課課長であった井手薫に設計が任せられた。井手の考えでは、神社を中心軸に台湾の伝統的な民屋である合院の様式を取り合わせて配置することであった。社殿の構造は台湾の特殊な気候風土を考慮し、鉄筋コンクリート造りであったが、本殿とその内部は日本固有の木造様式を保持していた。また、拝殿はアーチ型天井を採用しており、円蓋の下縁には窓を一周配置し、拝殿に立つとそこから差込む光によって醸し出される神聖な雰囲気を感じることができた。すなわち井手薫が創り出したのは、台湾の気候風土、歴史に則した神社文化であるといえよう。

しかし、神社の落成2~3年後、殖民地における神社の中に西洋様式が混在していることに対する批判が集まった。そのため井手は建功神社が伝統的な神社設計とは異なることへの説明として、『台湾建築会誌』において、気候風土を考慮した建築設計の必



図1 建功神社外観（『建功神社鎮座記念写真帖』所収）

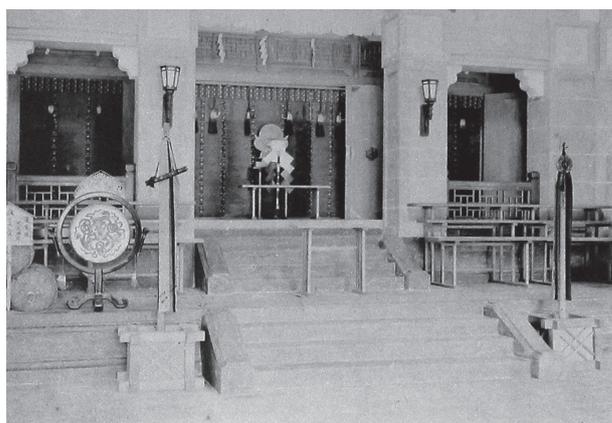


図2 建功神社室内（『建功神社鎮座記念写真帖』所収）

要性を主張した。

### (三) 後期 (1931年~1945年)

1931年に満州事変が勃発し、日本全国民（台湾人を含む）は精神面、及び経済生産面での強化を要求された。台湾総督府は国家神道を主軸に構え、国家神道系神社の助成と造営、非主流となった社や祠、寺廟に制限を加えた。1935年に総督府は、都市計画において日本内地の都市計画法を施行しないことを決定し、台湾独自の立法措置をとり、律令を定めた。つまり、この1936年8月27日の「台湾都市計画令」及び同年12月30日に公布された「台湾都市計画令施行規則」の双方において、日本本土や他の植民地とは異なる法令が出現したのである。このうちの一項が神社の設置に関するものであった。

#### 1. 教化の道具としての神社建設

1931年の満州事変後、1932~1933年の部落振興運動において「敬神尊皇」の項目を設けた。しかし当

時国家神道に属する神社はわずか25社しかなく、神社参拝の普及は困難を要した。そのため、総督府は「一街庄一社」運動を発動、各町内の本島人の教化にあたった。先住民集落にも蕃地神社が建設されたが、当時の蕃地神社のほとんどが神明造を採用し、集落の大きさに応じて規模を定め、その多くが集落付近の小高い丘の上に建てられた。また台湾在住の日本人に対しては、引き続き国家神道の系統からはずれる社の建設禁止を打ち出した。

上述の2つの計画は戦争末期に物資の欠乏により中断された。当時建てられた神社は、依然として初代台湾神社と同様の神明造であり、1940年に内務省が神明造は伊勢神宮のみに限ると定めるまでそれは変わらなかった。その後は台湾の広葉樹林に適した流造が用いられるようになった。

## 2. 都市における施設としての神社

1937年12月に発布された「台湾都市計画施行規則」第9条の規定において、都市における必要施設として鉄道、運河、水道、学校、病院などと並び神

社が挙げられている。ここにおいて、元来宗教的な建造物に過ぎなかった神社が、正式に明文化された都市計画においてはすでに元々の宗教性を超えた、都市における必要不可欠な公共建築となっていることが見て取れる。

第二期台湾神社拡張案においてはプールや野球場などの運動施設が加えられ、第二期台中神社建設においても同様の手法が採られた。時代はまさに戦争の白熱期にあり、殖民地人民の身体も国家の重要な資源と考えられていた。そのため神社も単なる祭礼の場所から国民身体鍛練のための国防施設としての役割を担うようになった。

## 3. 神社の風土適応（現地化）

1936年総督府は伊東忠太、本郷高德、角南隆、星野輝興の4人を招聘し、台湾での実地調査にあたらせる一方、台湾神社改築案についての意見を提出させた。翌年、角南隆は再度訪台、総督府と意見の交換を行い、台湾神社の造営原則を以下のように決定していた。すなわち、本殿様式は流造とし、本殿に



図3 台湾神社造営計画配置図（『台湾神社御造営奉賛会趣意書並会則』所収）

は千木、勝男木を附すること。また、本殿及びその他の社殿は祭祀行為に見合った規模で、環境と調和したものであり、神社の尊厳を保つものとする、ということである。

1943年、台湾神社の建設現場主任であった総督府技師八板志賀助は、『台湾建築会誌』において台湾神社に纏わる文章を発表している。そこでは、台湾の神社建築で流造がなぜ適切なのかという理由が述べられているが、それは以下の3点に集約することができる。すなわち、1. 神明造は伊勢皇大神宮のみ用いるべきである。2. 流造は廻り廊下が本殿・祝詞殿・神饌殿及び祭祀上必要な各社殿をつなげ、風雨や炎暑にあっても恙無く祭典を執り行うことが可能である。3. 台湾の平地は主に広葉樹林であり、直線的よりも曲線的な社殿の方が背景と調和しやすい、という点である。

このように、台湾神社の設計者である井手薫は、内務省の方針に疑問を抱きながらも、屋根の形式は流造とする前提の下、平面設計に大きな変革を加えた。多くの形式の異なる回廊を導入して役割の異なる社殿や附属施設間をつなぐことは、日本古来の神社にも相似したものがあつたが、これは全く別の目的で形成されたものであつた。およそ同時期に建立された新竹神社等においても、気候や祭祀上の便宜を考慮し、流造及び各建物を結ぶ回廊が採用されるようになった。

## 二、戦後（1945～今日）

### （一）各地方の需要により用途の変更（1945年～1964年）

#### 1. 神社の撤去

1959年に行われた台湾宗教の調査文献による各地の神社は、撤去の運命に直面する。例えば芝山岩神社は1945年に撤去され、陽明山管理局により芝山公園に改めた。大湖底神社も1945年に、角板神社は1948年に撤去されるなど撤去ブームになった。

#### 2. 忠烈祠としての使用

1946年台湾各地で忠烈祠（注：戦没した英霊を祀る寺）を建てるブームが始まった。多くの場合神社を改築し用いている。例えば台湾最初の忠烈祠（新竹忠烈祠）の前身は桃園神社である。日本総理大臣岸信介が参拝した圓山忠烈祠の前身も台湾護国神社



図4 1957年に日本の総理であった岸信介が忠烈祠を参拝する写真（『台湾画刊』所収）



図5 1958年にトルコの総理 Prime Minister Menderes が忠烈祠を参拝する写真（『台湾画刊』所収）



図6 1960年基隆忠烈祠（『台湾名勝集』所収）

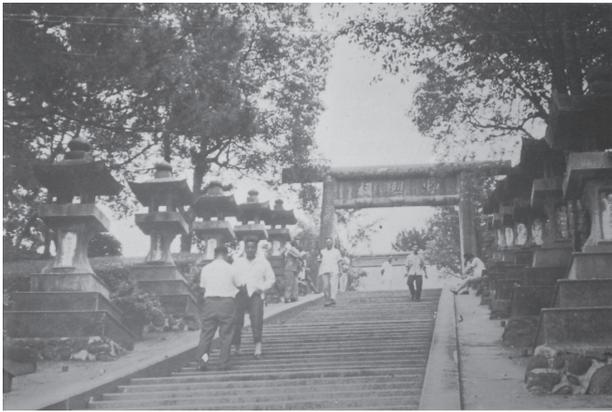


図7 1960年花蓮忠烈祠（『宝島台湾』所収）



図9 1960年斗六神社の写真。のちに雲林公園になった。（『宝島台湾』所収）

である。台南忠烈祠、花蓮忠烈祠、基隆忠烈祠、宜蘭忠烈祠などは神社にある鳥居、狛犬、石灯籠、参道は多く残されている。

### 3. その他

台湾宗教調査の文献によると、林内神社は戦後間もなく林内公園に改められたが、社務所と宿舎は、斗六大圳水利委員会の事務所と宿舎として使用されることになった。当時の調査図面によると本殿、拝殿、社務所、宿舎、手水舎は残されていた。1960年



図10 1960年旗山神社の写真。のちに旗山公園になった。（『台湾名勝集』所収）

中	註	備	業	沿	築	建		級	階	名															
						碼	號																		
中華民國四十八年六月五日		現在元神社本殿及拜殿久已失修，恐有倒塌之險，幸蒙鄉民提議，改建孔子廟至本鄉代表會，請派通過送縣核辦中。		民國廿六年林内鄉後日人皇民化，由元村保甲聯合會會長蕭有成先生，欲導全鄉民以義務勞動及捐獻而興建。		子面圖	附屬建築：社務所、宿舎	建築式教：日式	基地面積：二〇、三〇〇。甲（六〇〇坪）	境域面積：二〇、七〇〇。甲（三、六〇八坪）	鄉建	林内神社													
陳表者 蔡 慶 安				情形	放	時	備	用	他	作	移	或	在	保	在	現	代	年	節	曆	民國三十四年十月	社祀	天照大神	位	林内鄉林内村十四鄰中止路一之三

図8 林内神社（1959年、『台湾宗教調査表』所収）



図 11 望郷神社から道教の廟へ



図 12 圓山ホテルのプール（『台湾画刊』所収）

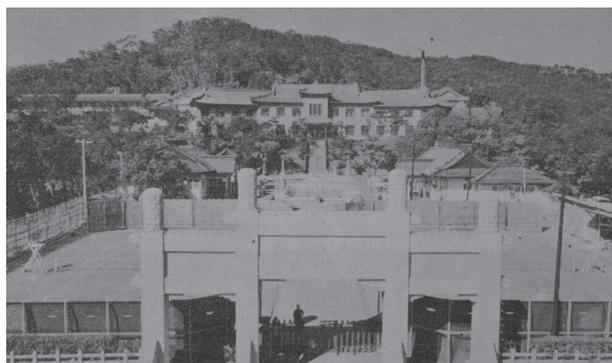


図 13 圓山ホテル（『台湾画刊』所収）

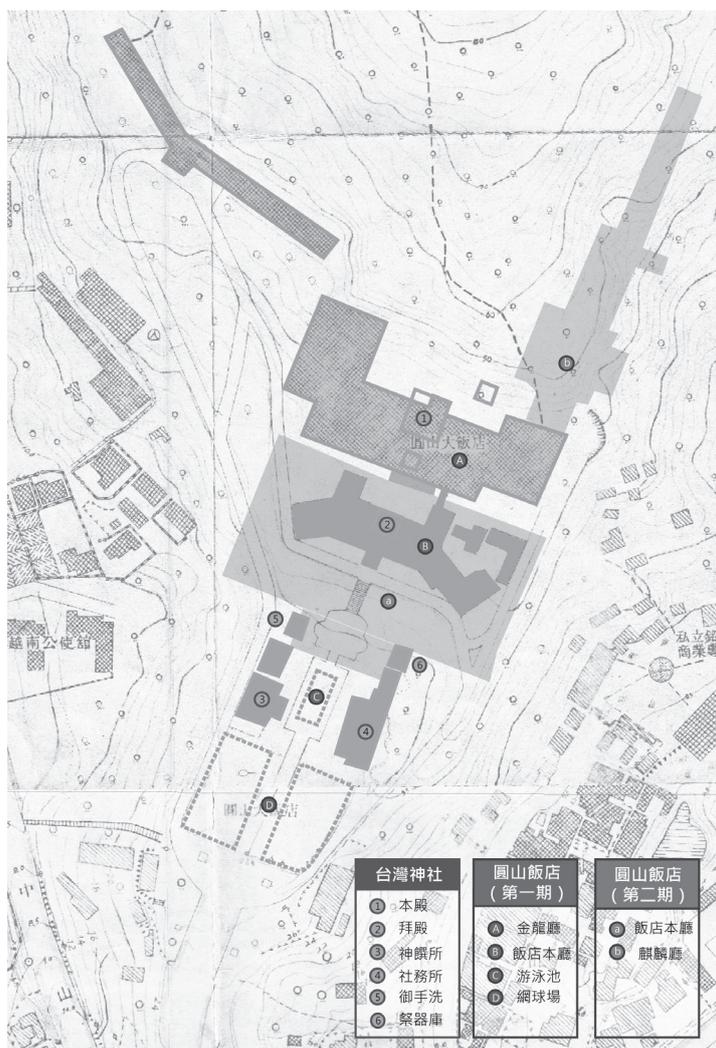


図 14 台湾神社と圓山ホテルの関係（1958年の地形図に基づいて作成）

に発行した観光雑誌によると、旗山神社は旗山公園に改められたが、建物は取り壊されることなく使用され続けている。

最も注目すべきなのは、圓山ホテルである。古地図を対照的に見ると、1952年一期工事の時、台湾神社の敷地を利用し、神社の拝殿の位置にホテル本館を、本殿の位置には金竜ホールをつくり、社務所と神饌所間の広場はプールに改め、鳥居の外側はテニスコートに改めた。

## (二) 観光のための改築 (1964年～1985年)

1961年、台南市の「台南市名勝古蹟整修委員会」が、歴史が深く鄭氏の遺跡である赤崁楼、安平古堡、延平郡王祠などを修築したことで、民族精神や国民の気節を高めることができるようになった。これによって我が国の観光事業政策に協力を得、国際的な友誼を増進し、文化交流ができることを目標とした。

「台南市名勝古蹟整修委員会」メンバーであった成功大学建築学科の賀陳詞教授は、設計を委任されていた。賀教授は開山神社について、延平郡王は漢民族のヒーローであるので、ローカルな様式は彼の偉大性に相応しくないとし、中国の正統を代表する北方宮殿様式に改築にすべきと考え、この考えを基にデザインし、1964年、延平郡王祠に改めた。

### 1. 忠烈祠を北方宮殿式に改築

戦後忠烈祠は多く日本時代の神社を転用し、台湾護国神社であった国民忠烈祠は初めて神社を改築する試みをし、1969年の完成後には、各地の神社改築のモデルとなった。

### 2. 政府行政命令で神社の取り払い

1972年、日本との断交を機に、1974年には「台湾における日本時代に作られた日本帝国主義の優越感を表現している記念の遺跡を撤去要点」を内政部が公布し、行政命令として神社を撤去することになった。命令の第一条には、日本神社の遺跡を徹底的に取り壊すことと明記されていたので、各地で多くの神社が撤去された。

## (三) 神社を文化財に指定 (1985年～今日)

### 1. 初の文化財指定—桃園神社—

1985年、桃園県政府は、桃園神社の忠烈祠について改築計画を立てコンペまで行ったが、社会的に注目され、神社として保存すべきとの声が浮上、1987年修復工事が竣工され、最終的に保存することになった。敷地に設置している記念碑の上に「この建物は現在台湾に僅かにまだ残されている唐朝時代に似ている日本式の建物であるために、かなり珍しい建物だ。」と書かれている。

### 2. 各地の神社を文化財に指定

1987年に戒厳令解除されたことで台湾史の研究は盛んになり、1990年以降は、日本時代に建てられた建物は相次いで文化財に指定され、1998年にはピークに達した。1985年に保存された桃園神社も1994年には県文化財に指定され、各地方に残された神社の遺構も、指定、あるいは登録されつつある。

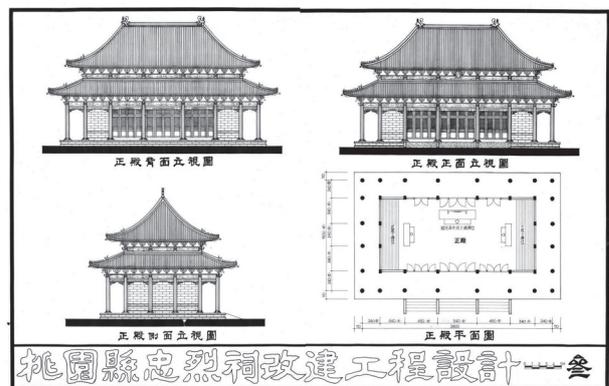


図15 桃園忠烈祠コンペ第一位の図面  
(建築家・李重耀氏提供)



図16 桃園神社現状

このことは台湾社会において神社に対する見方が変わった証拠でもある。殖民地時代に建てられた帝国主義を象徴する宗教的な建築でも、時間の経過とと

もに台湾の歴史の一部となり、文化財と見なされて保存することとなっていった。

表1 文化財に指定、登録された神社一覧表

县市名	文化財として指定、登録された神社（市区鎮郷名）
新北市	海山神社（中和区）、猴硐神社（瑞芳区）、金瓜石神社（瑞芳区）
宜蘭県	寒溪神社（大同郷）
桃園県	桃園神社（桃園市）
新竹市	新竹神社
苗栗県	通霄神社（通霄鎮）
臺中市	清水神社（清水区）
彰化県	員林神社（員林鎮）
雲林県	北港神社（北港鎮）
嘉義市	嘉義神社（東区）
臺南市	新化神社（新化区）、台南神社社務所（中西区）、三崁店神社（永康区）、鹽水國小神社（鹽水区）
高雄市	高雄神社（鼓山区）
屏東県	佳冬神社（佳冬郷）、南州郷（溪北國小神社）
花蓮県	加湾神社（秀林郷）、豊田神社（寿豊郷）、新城神社（新城郷）